

商品概要説明書

(普通貯金無利息型 決済用 総合口座 (普通貯金無利息型))

(平成23年4月1日現在)

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> 普通貯金無利息型 (決済用) 総合口座 (普通貯金無利息型)
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 個人および法人
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> 定めなし。ただし、貯金規定の定めにより取引を終了していただく場合があります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 随時預入 1円以上 1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 随時払い戻します。
6. 利息	<ul style="list-style-type: none"> 利息はつきません。
7. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュカードによる預入・払出し等の際に当組合およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 個人の貯金は総合口座による当座貸越を利用することができます(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) 利息はつきませんので税金はかかりません。
9. 中途解約時の取扱い	-
10. 貯金(預金)保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> 貯金保険制度により全額保護されます。
11. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合支店または本店金融共済部(電話:0256-36-5207)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、新潟県農業協同組合中央会が設置・運営する新潟県JAバンク相談所(電話:025-224-3100)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、直接、次の機関を利用できます。連絡先については、上記当組合支店または本店金融共済部、新潟県JAバンク相談所にお問い合わせください。</p> <p>新潟県弁護士会 (電話:025-222-3765)</p> <p>そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、広島弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会</p> <p>また、上記の新潟県JAバンク相談所を通じて次の機関をご利用できます。</p> <p>仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、総合紛争解決センター(大阪府)、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 一般については個人および法人、総合については個人に、キャッシュカードの発行ができます。 通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月12日まで未記帳の状態が続いた場合は、それらの未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 入金・出金・通帳記帳等のお取引が3年以上ない場合には、当組合はこの貯金取引を停止させていただきます。なお、取引を停止させていただいた貯金について、お取引を再開される場合または解約される場合には、通帳およびお取引印をご持参のうえ当店にお申し出ください。また、お取引を再開される場合には、口座番号を変更させていただくことがあります。

詳しくは窓口へお問い合わせ下さい。

JAにいがた南蒲